



あなたの作品や技で

オープニングを飾りませんか

体験教室を運営していただく団体や、我こそは名人・名工という方などを募集します！

1 「市民と楽しむ体験教室」指導者 (団体) 募集
陶芸教室など、市民が参加する教室で教えてみませんか。

2 「我こそは名人・名工」実演者募集
あなたの職人技をみんなの前で披露してみませんか。

申込み(12) 5月31日(火)までに電話または直接生涯学習課生涯学習係へ

3 「市民作品展」作品募集

どなたでも参加できます！どんな作品でも結構です。ぜひお寄せください。

4 「一万人のはがき作品展」作品募集

絵手紙・貼り絵・書・版画・その他さまざまなはがきサイズの作品を募集します。

※**3**・**4**の応募方法などは、後日お知らせします。

問合せ

オープニングイベント実行委員会展示部 森田 ☎0800-54960-1773 / 三上 ☎555-6159 (電話は午後6時以降に)

お問い合わせ)

みんなで開館をお祝いしよう！

生涯学習施設 オープニングイベント

生涯学習施設(仮称)西棟のオープンが来年4月に迫ってきました。オープニングイベント実行委員会によって、演劇・音楽・展示などといった、開館を祝うイベントが企画されています。

市民の皆さんに参加していただきたい催しが盛りだくさんです。みんなで開館をお祝いしましょう！

●市民プロデューサー募集●

イベント全体の調整や進行管理、各事業へのアドバイスなど、オープニングイベントの核となる市民プロデューサーを募集します。詳しくは、生涯学習課生涯学習係へお問い合わせください。

この他にも、市民の皆さんの参加で盛り上げていくイベントがいろいろと企画されています。詳細が決まり次第、広報はむらなどでお知らせします。

開館祝賀期間に催しを行う団体募集

西棟のオープニングイベント期間後に、大・小ホール、展示室、ふれあい広場(屋外)などで、一般団体ごとに開館を祝う催しを行う開館祝賀期間を設けました。

開館祝賀期間 平成18年5月3日(水)～7日(日)
参加団体基準

1 オープニングイベント実行委員会に協力(イベント実施に協力)していただくこと

2 西棟の開館を祝っていただくこと

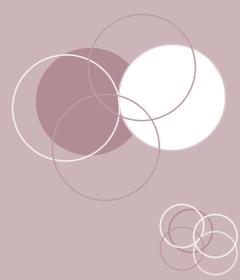
3 次のオープニングイベントの企画コンセプトに賛同していただくこと

① 施設を知っていただき、将来にわたり多くの市民が文化の拠点を作り、今後の文化・芸術の創造、生涯学習、地域づくりへの参加のきっかけとなるような企画とする。

② 出演者だけでなく、観客にとっても楽しい有意義な企画とする。

参加団体の決定 オープニングイベント実行委員会にて審査し、決定します。応募多数の場合は抽選になる場合があります。

申込み・問合せ 5月31日(火)までに電話または直接生涯学習課生涯学習係へ



お知らせ

国勢調査調査員募集（ご家族・ご友人と一緒に応募ください）

市では、10月1日に全国一斉に行われる国勢調査に向けて、調査員を募集しています。

一人では不安な方は、申請により、他の調査員と相互協力して活動していただくこともできます。お誘い合わせの上で応募ください。

応募資格 市内在住の満20歳以上で、責任を持って調査事務を行える方

期間 9月中旬～10月中旬（9月上旬に説明会を行います。調査活動は2週間程度で、時間は各々の都合により調整可能です。）

調査件数 1調査区平均60世帯

仕事内容 調査票の戸別配布、回収、地図作成など

※法律により、調査員は調査内容に関して秘密を守ることが義務付けられています。
報酬 4万5000円程度

応募方法 市役所庶務課・市役所各連絡所（羽村駅西口、三矢会館、小作台）・保

健センター・消費生活センター・図書館・郷土博物館・スポーツセンター・スイミングセンター・コミュニティセンター・産業福祉センターに置いてある指

定用紙に必要事項を記入し、5月27日（金）までに庶務課へ

問合せ 庶務課庶務係



CONTENTS

- 国勢調査調査員募集
- チューリップ球根掘り取りボランティア募集
- 親子博物館教室参加者募集
- 戸籍届出、住民異動届出、証明書申請の際には本人確認にご協力ください
- 平成17年度 住民税の主な改正点
- 税金の納め忘れはありませんか
- 6月1日～7日は水道週間です
- 拠点回収ボックスにはごみを入れないでください
- 新しい雑誌をご利用ください
- PHOTO NEWS
- 家具転倒防止器具を給付します
- 特別障害給付金制度ができました
- 国民年金保険料学生納付特例を希望される方へ
- 犬の飼い主の皆さんへ
- 春の市内いっせい美化運動・花いっぱい運動
- 指定給水装置工事事業者の指定を廃止しました
- 羽村市の水道は安全です
- 羽村駅西口土地区画整理事業区域用途地域見直し・地区計画の市案の説明会を行います
- 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画審議会
- 第5回福祉文化祭
- 障害のある方のためのパソコン講習会
- 20歳代の方、選挙を手伝ってみませんか
- 「レセブシヨニスト」養成コース2期生募集中
- 7月のパソコンセミナー生徒募集
- パソコンなかも参加者募集
- 就学援助受給申請を受け付けています
- 教育委員会定例会結果報告
- 羽村市文化協会が発足します
- 小学生向けおはなし会
- 蔵書点検のため休館します
- 官公署から

チューリップ球根掘り取りボランティア募集



6月の田植えに向けて、チューリップの球根を掘り取ります。

この掘り取り作業に参加していただけるボランティアを募集します。

日時 5月22日（日）・23日（月）午前9時～

正午

集合場所 踊子草公園

※作業のできる服装でお越しください。

持ち物 軍手

申込み 5月20日（金）午後5時までに住

所・氏名・電話番号を電話またはファ

クスで産業振興課へお知らせください。

問合せ 産業振興課産業観光係

☎5555-1111 FAX5555-5535

親子博物館教室

参加者募集

今年、七夕・お月見・まゆ玉などの飾り付けの体験のほかに、わらじや正月遊びのおもちゃなどを作ります。

昔の羽村の子どもたちの遊びを体験してみませんか？

対象 市内在住の小学生以上の児童・生徒とその保護者（兄弟・姉妹の参加も保護者と共に1組とします。）で全日程参加できる方

定員 10組（先着順）

参加費 650円（全11回分）

その他 全日程終了後に、記念写真を差し上げます。

申込み・問合せ 5月17日(火)から電話で郷土博物館へ（午前9時～午後6時）☎558-2561

回	期日	時間	内容
第1回	6月11日(出)	午後2時～4時	ガイダンス・博物館たんけん！
第2回	6月25日(出)		七夕かざりをつくろう！
第3回	7月30日(出)		アンギン編みにちょうせん！
第4回	8月27日(出)	午前10時～正午	まゆから糸を引いてみよう！
第5回	9月17日(出)	午後2時～4時	お月見だんごとかざりをつくろう！
第6回	10月15日(出)	午後1時～3時	わらじを編んでみよう！
第7回	11月19日(出)		掛軸をつくってみよう！
第8回	12月17日(出)		福笑いと凧をつくろう！
第9回	1月7日(出)	午前10時～正午	まゆ玉かざりをつくろう！
第10回	1月21日(出)		節分かざりとひな人形をかざろう！
第11回	3月7日(火)		1年のまとめ

戸籍届出、住民異動届出、証明書申請の際には 本人確認にご協力ください

本人の知らない間に、婚姻・養子縁組などの戸籍の届出や転入・転出などの住所の届出がされたり、本人になりすまして住民票を請求する事件が発生し、全国的に問題となっています。

市では、従来から、本人になりすました虚偽の届出や、不正な手段による証明書の請求を防ぐため、戸籍の届出や証明書の請求について、来庁者の本人確認を実施してきました。市民の皆さんの大切な個人情報により一層保護していくために、4月1日から本人確認の対象となる届出・申請を広げました。

届出・証明書の請求の種類によって、本人確認をさせていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

	対象となる届出・申請	本人確認方法
①	婚姻、協議の離婚、養子縁組、協議の養子離縁、転籍、認知	来庁された方に、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、外国人登録証明書など官公署が発行した顔写真付きの身分を証明する書類を提示していただきます。
②	外国人登録申請、その他外国人登録に関する申請	
③	転入、転居、転出、世帯変更	来庁された方に、上記の証明書類または、健康保険証、各種年金手帳、社員証、学生証、キャッシュカードなど、氏名が記載された書類を提示していただきます。
④	戸籍謄本、戸籍抄本、附票、身分証明書、その他戸籍に関する証明、住民票、住民票に関する証明	
⑤	①に挙げた以外の戸籍届出、新築届、自動車臨時運行の許可申請、その他	

①、③の届出の際に、本人確認ができなかった場合や、代理人による届出がされた場合には、届出人あてに届出が受理された旨を郵送で通知します。

問合せ 市民課受付係

平成17年度 住民税の主な改正点

配偶者特別控除の一部が廃止されました

配偶者控除と配偶者特別控除の両方の適用があった方についての配偶者特別控除が廃止になりました。配偶者の所得が0円から380,000円までの方は配偶者控除のみの適用となり、配偶者特別控除は適用されません。380,001円から760,000円までの方については配偶者特別控除が適用されます。

妻の均等割非課税が廃止されました

平成16年度までは同一市内に均等割の納税義務を負う夫がいる妻については均等割が非課税となっていました。平成17年度からは妻にも均等割が課税されます。なお、平成17年度については半額の2,000円、平成18年度からは満額の4,000円を納めていただきます。

譲渡所得の税率改正

- 長期譲渡所得（一般分）の税率が、市民税3.4%・都民税1.6%に引き下げられます。
- 長期譲渡所得（優良住宅地等）の税率が下記のように引き下げられます。
 - 2,000万円以下 市民税2.7%・都民税1.3%
 - 2,000万円超 市民税3.4%・都民税1.6%
- ※ただし、特別控除が適用される場合には長期譲渡所得（一般分）の税率が適用されます。
- 短期譲渡所得（一般分）の税率が、市民税6%・都民税3%になります。
- 短期譲渡所得（軽減分）の税率が、市民税3.4%・都民税1.6%に引き下げられます。
- 未公開株式の譲渡所得の税率が、市民税3.4%・都民税1.6%に引き下げられます。

配当所得・上場株式等譲渡所得の住民税源泉徴収について

平成16年中の配当所得および上場株式等譲渡所得から住民税がすでに源泉徴収されている方で、確定申告または市・都民税の申告の際に申告された方については、再度税額の計算を行った上で算出された所得割額からすでに源泉徴収されている額が控除されます。その際控除しきれない源泉徴収税額がある場合には、還付または未納の地方税へ充当されます。

■■問合せ 課税課市民税係■■

税金の納め忘れはありませんか

平成17年度の納税通知書を送付します。平成16年度の税金の納め忘れがある方は、至急納めてください（5月31日を過ぎると納付書は使えません）。

納付書をお持ちの方 → 下記の金融機関などで納められます。

- | | | |
|-------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| ■ 西多摩農業協同組合 本・支店 | ■ みずほ銀行 本・支店 | ■ 東京三菱銀行 本・支店 |
| ■ U F J 銀行 本・支店 | ■ 三井住友銀行 本・支店 | ■ りそな銀行 本・支店 |
| ■ 埼玉りそな銀行 本・支店 | ■ 東京都民銀行 本・支店 | ■ 中央三井信託銀行 本・支店 |
| ■ 西武信用金庫 本・支店 | ■ 青梅信用金庫 本・支店 | ■ 多摩中央信用金庫 本・支店 |
| ■ 東京厚生信用組合 本・支店 | ■ 大東京信用組合 本・支店 | ■ 中央労働金庫 本・支店 |
| ■ 郵便局（関東地方および山梨県） | ■ 東京都信用農業協同組合連合会
および東京都内の各農業協同組合 | ■ 羽村市役所および市役所各連絡所
（羽村駅西口・三矢会館・小作台） |

納付書をお持ちでない方 → 市役所納税課で納められます。

問合せ 納税課